

## 宇部市上下水道事業検討委員会設置要綱

### (設置)

第 1 条 本市の上下水道事業のあり方及び将来計画について広く意見を聴くため、宇部市上下水道事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第 2 条 検討委員会は、委員 12 人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 宇部市議会議員
- (2) 上水道又は公共下水道の使用者
- (3) 学識経験者
- (4) 団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、委員を委嘱した日から 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項に定める委員の任期については、座長と管理者の協議により、変更することができる。

### (座長)

第 3 条 検討委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 検討委員会は、座長が招集し、これを主宰する。ただし、この要綱の施行後最初に行われる検討委員会及び委員の任期満了後最初に行われる検討委員会の会議は、管理者が招集する。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

3 検討委員会は、管理者から経営全般にわたる情報提供を受けるとともに、上下水道事業のあり方及び将来計画等について積極的に意見を述べ、又は提言を行う。

(意見の聴取)

第5条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第6条 検討委員会の会議は、非公開とする。ただし、検討委員会における審議の結果については、公表するものとする。

(報償)

第7条 委員に対する報償の額は日額2,000円とする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、上下水道局総務企画課に置き、庶務を処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。